

27川監公第10号

平成27年7月28日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成26年12月10日付け26川監公第12号で公表した定期監査及び同日付26川監公第13号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔

同 奥 宮 京 子

同 坂 本 茂

同 織 田 勝 久

27川総行革第90号

平成27年6月30日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様

同 奥宮 京子 様

同 坂本 茂 様

同 織田 勝久 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成26年12月10日付け26川監報第9号で提出のありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成 26 年度定期監査結果に対する措置状況

1 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市予算及び決算規則（平成 7 年規則第 10 号）第 23 条によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第 25 条によると支出負担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま、物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

予算執行伺、契約等の手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、歳出予算を執行する際には、事前に規則等を確認し、事務手続に誤りがないよう注意を払うとともに、適正な事務処置を行うよう、通知等により関係職員に周知徹底しました。

（総合企画局都市経営部企画調整課、臨海部国際戦略室、健康福祉局総務部企画課、同施設計画・整備担当、地域福祉部地域福祉課、同保険年金課、同収納管理課、建設緑政局緑政部みどりの協働推進課、同みどりの保全整備課、同生田緑地整備事務所、道路河川整備部道路整備課、同北部都市基盤整備事務所、議会局総務部庶務課）

[指摘の要旨]

また、相当長期間（6 か月以上）にわたり遡っていたものについては、特に適正な事務手続を行うよう徹底されたい。

[措置内容]

指摘事項について、日付を遡ることのないよう注意を払うとともに、適正な事

務処理を行うよう、通知等により関係職員に周知徹底しました。

今後は、予算執行伺、契約等の適正な手続に努めます。

(健康福祉局総務部庶務課、地域福祉部長寿医療課、生活保護・自立支援室、建設緑政局緑政部みどりの企画管理課、同夢見ヶ崎動物公園、自転車対策室)

2 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法第232条の5第2項によると、支出の特例として資金前渡等の方法は認められているが、職員の立替払による支出は認められていない。

資金前渡を適用した協議会出席負担金についてみたところ、当該協議会に出席する職員が負担金の立替払を行い、その領収書をもって前渡金精算手続を完了させていたため、前渡金管理者口座に公金が残ったままとなっていた事例があった。

前渡金の事務処理を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、規則等に基づく、前渡金の支出から精算までの適正な手続を関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な前渡金の事務処理に努めます。

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

3 物品購入等の契約を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市事務分掌規則(昭和47年規則第19号)第4条及び川崎市事務決裁規程(昭和41年訓令第8号)第5条によると、物品等の調達や建物等の小破修繕(以下「軽易工事」という。)で定められた金額を超える契約については原則として財政局資産管理部契約課へ契約依頼しなければならないとされている。

物品購入及び軽易工事に関する契約事務についてみたところ、一括発注とすべきところ、分割して起案し、所管する部署で契約していた事例があった。

物品購入等の契約を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、あらかじめ必要となる物品等の調達や建物等の小破修繕の把握に努めるとともに、適正な契約事務を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な物品購入等の契約に努めます。

(健康福祉局総務部庶務課、同企画課、地域福祉部地域福祉課、同収納管理課、生活保護・自立支援室、建設緑政局緑政部みどりの企画管理課、同みどりの協働推進課、同みどりの保全整備課、同夢見ヶ崎動物公園)

4 契約書等の作成を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市契約規則（昭和39年規則第28号）第29条及び第30条によると、契約書等を作成する場合は、契約の履行に必要な事項について記載しなければならないとされている。

契約に関する文書についてみたところ、次のような事例があったので、契約書等の作成を適正に行われたい。また、適正な履行を確保するため、審査を所管する部署においても契約書の審査を厳格に行われたい。

[指摘の要旨]

(1) 契約書において、契約成立日及び履行期間の年度の記載に誤りがあった事例

[措置内容]

指摘事項について、契約事務の適正な執行を関係職員に周知徹底しました。

今後は、契約書等の作成を適正に行うとともに、厳格な審査に努めます。

(健康福祉局総務部企画課)

[指摘の要旨]

(2) 請書において、日付の記載がなかった事例

[措置内容]

指摘事項について、他の請書にも不備がないか再度確認し、再発防止について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な請書の作成に努めます。

(議会局総務部広報・報道担当)

5 行政財産の有効利用を検討すべきもの

[指摘の要旨]

地方財政法（昭和23年法律第109号）第8条によると、地方公共団体の財産は、常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされている。

行政財産である藤崎引揚者住宅関連事業用地の管理状況をみたところ、雑草等が生い茂っており、適正な管理がされていなかった。

行政財産の適正な管理を行うとともに、有効利用について検討されたい。

[措置内容]

当該事業用地については、雑草の除草等を行いました。現在、行政財産の有効利用として、地方自治法第238条の4に基づき、町内会掲示板の設置を許可しています。

今後も適正な行政財産の管理に努めるとともに、引き続き有効利用の可能性を検討します。

(健康福祉局地域福祉部地域福祉課)

6 金券等の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市物品会計規則（昭和39年規則第32号）第54条及び同施行細則によると、切手、図書カード等のプリペイドカード及び商品券類（以下「金券等」という。）については、出納手続及び帳簿の登載を省略できないとされている。

金券等の管理状況をみたところ、口座振替新規加入キャンペーンの記念品として保管しているQUOカードについて、出納手続及び帳簿の登載を行っていない事例があった。

金券等の管理を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、当該金券等を出納簿に登載するとともに、適正な出納手続を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な金券等の管理に努めます。

（健康福祉局地域福祉部収納管理課）

7 重要物品の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市物品会計規則第55条によると、備品管理者は、重要物品の増減又はその内容に変更があったときは、直ちに重要物品増減書を作成し、会計管理者に報告しなければならないとされている。

重要物品の管理状況をみたところ、重要物品となる動物が死亡した際、公益社団法人日本動物園水族館協会への報告のために作成している帳簿で管理は行っていたものの、重要物品増減書の作成及び会計管理者への報告を行っていない事例があった。

重要物品の管理を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、会計管理者への報告など規則等に基づく適正な事務処理を行いました。

今後は、適正な重要物品の管理に努めます。

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

8 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、次のとおり反復して発生している事例があった。

手続を適正に行うとともに、再発防止に努められたい。

(1) 補助金の交付決定を速やかに行うべきもの

[指摘の要旨]

交付決定を速やかに行わなかったことにより、補助金の交付決定の前に補助対象事業が完了していた事例

[措置内容]

指摘事項について、補助金の交付決定を速やかに行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、速やかに補助金の交付決定に係る審査委員会を開催するなど、適正な事務に努めます。

(建設緑政局自転車対策室)

(2) 備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 廃棄した備品について、不用処分の手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘の備品について、再度、廃棄した事実を確認し、不用処分の手続を行いました。

今後は、廃棄がなされ次第、速やかに不用処分の手続を行い、適正な備品管理に努めます。

(総合企画局都市経営部広域企画課、健康福祉局総務部企画課、地域福祉部地域福祉課、同保険年金課、生活保護・自立支援室、建設緑政局計画部企画課、同広域道路課、道路河川整備部道路整備課、議会局総務部庶務課)

[指摘の要旨]

イ 所管する備品について、所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘の備品について、適正な事務処理を行い、再発防止について関係職員に周知徹底しました。

(健康福祉局総務部庶務課、地域福祉部地域福祉課、同長寿医療課、生活保護・自立支援室)

[指摘の要旨]

ウ 所管部署を変更した備品について、保管替えの手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘の備品について、適正に保管換えの手続を行いました。

(健康福祉局総務部庶務課、同企画課、地域福祉部保険年金課、同長寿医療課、同収納管理課、建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

[指摘の要旨]

エ 保管する備品について、使用者及び使用区分の決定の手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘の備品について、適正に使用者及び使用区分を決定しました。

(総合企画局スマートシティ戦略室、健康福祉局総務部庶務課、同企画課、同施設計画・整備担当、地域福祉部地域福祉課、同保険年金課、同長寿医療課、同収納管理課、生活保護・自立支援室、建設緑政局総務部庶務課、緑政部みどりの協働推進課、同みどりの保全整備課、同夢見ヶ崎動物公園、同生田緑地整備事務所、道路管理部路政課、道路河川整備部河川課、自転車対策室)

[指摘の要旨]

オ 旧使用者から引き継いだ備品について、使用者変更の手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘の備品について、適正に使用者の変更処理を行いました。

(総合企画局都市経営部統計情報課、自治推進部、スマートシティ戦略室、健康福祉局総務部庶務課、同企画課、地域福祉部地域福祉課、同長寿医療課、同収納管理課、生活保護・自立支援室、建設緑政局計画部広域道路課、緑政部夢見ヶ崎動物公園、等々力緑地再編整備室、道路管理部路政課、道路河川整備部河川課、同北部都市基盤整備事務所、自転車対策室)

[指摘の要旨]

カ 自動体外式除細動器（ＡＥＤ）について、使用期限が切れていた電極パッドの交換を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘の電極パッドについて、適正に交換等を行いました。

今後は、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）について、電極パッドの交換等、必要なメンテナンスを行い、適正な管理に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課、同夢見ヶ崎動物公園)

[指摘の要旨]

キ 重要物品の譲渡について、会計管理者に報告されていなかった事例

[措置内容]

指摘の重要物品の譲渡について、会計管理者に報告を行うとともに、適正な重要物品の廃棄手続について関係職員に周知徹底しました。

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

(3) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

切手について、物品交付請求手続の誤りにより、出納簿と現存数が一致しなかった事例

[措置内容]

指摘事項について、出納簿と現存数が一致しない要因を調べ、適正に処理しました。定期的に出納簿と現存数の一致の確認をするなどの手続について、関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

(健康福祉局地域福祉部保険年金課)

(4) 会計職員の任命手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

物品出納員及び物品受入検査員を任命していなかった事例

[措置内容]

指摘事項について、直ちに物品出納員及び物品受入検査員の任命処理を行い、平成27年度についても適正に任命を行いました。

今後は、適正な任命手続に努めます。

（健康福祉局総務部企画課、同施設計画・整備担当、地域福祉部保険年金課、同長寿医療課、同収納管理課、生活保護・自立支援室）